

令和8年度採用 福岡市立保育所 非常勤保育士（会計年度任用職員）募集案内

- 1 応募受付期間 令和7年12月24日（水）～令和8年3月31日（火）
※ 応募は上記期間中に、随時受け付けています。
※ 採用予定人数に達した場合は、募集を終了します。
(退職等により欠員が生じる場合は、募集を再開することがあります。)

2 募集内容

| | |
|--------|--|
| 職名 | 非常勤保育士（A、B、C） |
| 採用予定人数 | 非常勤保育士A：27名程度 非常勤保育士B：46名程度 非常勤保育士C：12名程度 |
| 職務の概要 | 福岡市立保育所において、正規職員の週休等や欠員の代替等として、乳幼児の保育に従事します。（連絡帳や日誌等の記入も行います。なお、従事内容については、保育所毎に異なります。） |
| 勤務地 | 各市立保育所 |
| 任用期間 | 原則として、4月1日から翌年の3月31日まで ※ 選考試験の実施日や欠員の状況などによって変わることがあります。 ※ 勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。 ※ 65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。 |
| 受験資格 | 1 保育士資格を有し、児童福祉法第18条の18に規定する登録を受けた人 2 次のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人※ 地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人 |

※ 各市立保育所の採用予定人数や所在地は、2ページをご参照ください。

3 応募方法・選考試験・合格発表

(1) 応募方法

- ① 第1希望の市立保育所に電話し、「会計年度任用職員の非常勤保育士（A、B、C）に応募したい」旨をお伝えください。
- ② ①のお電話で選考試験の日時をご相談のうえ決定します。
- ③ ②で決定した日時に、第1希望の市立保育所へ次の必要書類を持参し、選考試験を受験してください。

(2) 必要書類

- ① 福岡市立保育所 非常勤保育士 採用試験申込書

※ 申込書は、福岡市役所1階情報プラザ、各市立保育所等で配布します。
また、福岡市役所ホームページからダウンロードできます。

- ② 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を明記したもの。合否結果の通知に使用します。）

(3) 選考試験

面接試験を行います（15分程度）

(4) 合格発表

原則として、選考試験の翌日から2週間以内に、受験者に結果を文書で通知しますが、合格発表の始期は令和8年2月1日からとなります。

4 合格から採用まで

- （1）最終合格者は、採用候補者名簿に登載します。

- （2）採用は、原則として毎月1日付けで、採用候補者名簿の中から採用者を決定します。

- （3）採用候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。

また、欠員など必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。（欠員が生じた場合は、採用候補者名簿の中から随時採用を行います。）

- （4）地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヵ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 市立保育所の電話番号、所在地及び採用予定人数

| 保育所名 | 電話番号 | 所在地 | 非常勤保育士 採用予定人数 | | |
|-------|--------------|----------------|---------------|-----|-----|
| | | | A | B | C |
| 香椎保育所 | 092-681-1140 | 東区香椎駅前2丁目16-23 | 6名 | 8名 | 6名 |
| 馬出保育所 | 092-651-9546 | 東区馬出2丁目11-21 | 3名 | 6名 | 0名 |
| 千代保育所 | 092-651-2615 | 博多区千代5丁目13-1 | 8名 | 6名 | 2名 |
| 那珂保育所 | 092-431-3882 | 博多区竹下5丁目14-7 | 3名 | 15名 | 1名 |
| 田隈保育所 | 092-871-3814 | 早良区野芥2丁目6-12 | 2名 | 5名 | 1名 |
| 南庄保育所 | 092-843-3465 | 早良区小田部1丁目30-5 | 1名 | 3名 | 1名 |
| 姪浜保育所 | 092-881-0322 | 西区内浜1丁目5-8 | 4名 | 3名 | 1名 |
| 計 | | | 27名 | 46名 | 12名 |

6 勤務条件等

【注意】採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します（非常勤保育士A～C）。

（1）非常勤保育士A

| | |
|---------|---|
| 勤務日 | ・指定する4週間毎に20日（155時間）勤務（祝日を含む月曜日から日曜日。馬出保育所及び南庄保育所は、祝日を除く月曜日から土曜日） |
| 勤務時間 | ・勤務の類型や1日の勤務時間、休憩時間等の詳細は別表のとおり |
| 休憩時間 | |
| 休日 | ・指定する4週間を通じて8日（馬出保育所及び南庄保育所は、日曜日及び4週間を通じて日曜日以外の4日） ・12月31日から翌年1月3日まで（馬出保育所及び南庄保育所は、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで） |
| 時間外勤務 | あり |
| 給与 | 月額231,550円から259,600円（地域手当（給料の10%）を含む。） ※採用日前10年間に、本市職員（臨時の任用職員や嘱託員を含む。）等として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。 |
| 期末手当 | 年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給 |
| 勤勉手当 | 年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給 |
| 交通費 | 条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで） |
| その他諸手当等 | 条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当等が支給されます。 |
| 休暇等 | ・年次有給休暇（年間最大）：20日 ・その他、育児・介護等に係る休暇制度あり |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金、介護保険、労災保険、雇用保険 |
| 公務災害 | 労働者災害補償保険制度に基づき補償する。 |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限） |
| その他 | ・給料等支給日：毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。 |

（2）非常勤保育士B

| | |
|-------|---|
| 勤務日 | ・指定する4週間毎に8日～13日（62時間）勤務（祝日を含む月曜日から日曜日。馬出保育所及び南庄保育所は、祝日を除く月曜日から土曜日） |
| 勤務時間 | ・勤務の類型や1日の勤務時間、休憩時間等の詳細は別表のとおり |
| 休憩時間 | |
| 休日 | ・指定する4週間を通じて15日～20日（馬出保育所及び南庄保育所は、日曜日及び4週間を通じて日曜日以外の11日～16日） ・12月31日から翌年1月3日まで（馬出保育所及び南庄保育所は、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで） |
| 時間外勤務 | あり |
| 報酬 | 時給1,379円から1,545円（地域手当相当報酬（報酬の10%）を含む。） ※採用日前10年間に、本市職員（臨時の任用職員や嘱託員を含む。）等として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬日額を決定します。 |

| | |
|---------|--|
| 期末手当 | 年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給 |
| 勤勉手当 | 年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給 |
| 交通費 | 条例、規則等に基づき別途支給（1日2,619円まで） |
| その他諸手当等 | 条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当相当報酬などが支給されます。 |
| 休暇等 | <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇（年間最大）：年間の勤務日数に応じて8日～16日 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり |
| 社会保険 | 労災保険 |
| 公務災害 | 労働者災害補償保険制度に基づき補償する。 |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 報酬等支給日：翌月20日 採用までに關係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。 |

（3）非常勤保育士C

| | |
|---------|---|
| 勤務日 | ・指定する4週間毎に4日～8日（31時間）勤務（祝日を含む月曜日から日曜日。馬出保育所及び南庄保育所は、祝日を除く月曜日から土曜日） |
| 勤務時間 | ・勤務の類型や1日の勤務時間、休憩時間等の詳細は別表のとおり |
| 休憩時間 | |
| 休日 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定する4週間を通じて20日～24日（馬出保育所及び南庄保育所は、日曜日及び4週間を通じて日曜日以外の16日～20日） ・12月31日から翌年1月3日まで（馬出保育所及び南庄保育所は、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで） |
| 時間外勤務 | あり |
| 報酬 | <p>時給1,379円から1,545円（地域手当相当報酬（報酬の10%）を含む。）</p> <p>※ 採用日前10年間に、本市職員（臨時の任用職員や嘱託員を含む。）等として在職期間がある場合、その職歴に応じて、報酬日額を決定します。</p> |
| 期末手当 | なし |
| 勤勉手当 | なし |
| 交通費 | 条例、規則等に基づき別途支給（1日2,619円まで） |
| その他諸手当等 | 条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当相当報酬などが支給されます。 |
| 休暇等 | <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇（年間最大）：年間の勤務日数に応じて4日～8日 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり |
| 社会保険 | 労災保険 |
| 公務災害 | 労働者災害補償保険制度に基づき補償する。 |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 報酬等支給日 翌月20日 採用までに關係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。 |

(4) 別表

| 区分 | 指定する4週間毎の勤務時間 (1週あたり概ね) | 勤務日の類型 (4週あたりの勤務日数) | 1日の勤務時間 (下記の時間帯で交代制勤務) | 年次有給休暇付与日数 |
|---------|----------------------------|--|---|------------|
| 非常勤保育士A | 155時間 (38時間45分) | 指定する4週に20日 (7時間45分×20日) | <p><休憩時間について></p> <p>1日の勤務時間が7時間45分又は6時間の場合に、勤務の途中に45分の休憩を与える。</p> <p>勤務時間帯が、9:00～14:30、9:00～14:45、9:30～15:00、9:30～15:15の場合に、勤務の途中に30分の休憩を与える。</p> <p>〈1日の勤務時間と勤務時間帯〉 (7時間45分)</p> <p>7:00～15:30、7:30～16:00、8:00～16:30、8:15～16:45、8:30～17:00、9:00～17:30、9:15～17:45、9:30～18:00、10:00～18:30、10:30～19:00、11:30～20:00 ※11:30からの勤務は南庄保育所になし</p> <p>(6時間)</p> <p>7:30～14:15、8:00～14:45、8:15～15:00、8:30～15:15、9:00～15:45、9:30～16:15、10:15～17:00、10:45～17:30、11:00～17:45、11:15～18:00、11:45～18:30、12:15～19:00、13:15～20:00 ※13:30からの勤務は南庄保育所になし</p> <p>(5時間15分)</p> <p>7:30～12:45、8:00～13:15、8:15～13:30、8:30～13:45、9:00～14:45、9:30～15:15、11:45～17:00、12:15～17:30、12:30～17:45、12:45～18:00、13:15～18:30、13:45～19:00、14:45～20:00 ※14:45からの勤務は南庄保育所になし</p> <p>(5時間)</p> <p>7:30～12:30、8:00～13:00、8:15～13:15、8:30～13:30、9:00～14:30、9:30～15:00、12:00～17:00、12:30～17:30、12:45～17:45、13:00～18:00、13:30～18:30、14:00～19:00、15:30～20:00 ※15:30からの勤務は南庄保育所になし</p> <p>(4時間30分)</p> <p>7:30～12:00、8:00～12:30、8:15～12:45、8:30～13:00、9:00～13:30、9:30～14:00、12:30～17:00、13:00～17:30、13:15～17:45、13:30～18:00、14:00～18:30、14:30～19:00、15:30～20:00 ※15:30からの勤務は南庄保育所になし</p> <p>(4時間)</p> <p>7:30～11:30、8:00～12:00、8:15～12:15、8:30～12:30、9:00～13:00、9:30～13:30、13:00～17:00、13:30～17:30、13:45～17:45、14:00～18:00、14:30～18:30、15:00～19:00、16:00～20:00 ※16:00からの勤務は南庄保育所になし</p> <p>(3時間15分)</p> <p>7:30～10:45、8:00～11:15、8:15～11:30、8:30～11:45、9:00～12:15、9:30～12:45、13:45～17:00、14:15～17:30、14:30～17:45、14:45～18:00、15:15～18:30、15:45～19:00、16:45～20:00 ※16:45からの勤務は南庄保育所になし</p> | 20日 |
| 非常勤保育士B | 62時間 (15時間30分) | ア 指定する4週に8日 (7時間45分×8日) | <p>8日</p> | |
| | | イ 指定する4週に12日 (7時間45分×4日、4時間30分×4日、3時間15分×4日) | 12日 | |
| | | ウ 指定する4週に13日 (5時間×7日、4時間30分×6日) | 16日 | |
| | | エ 指定する4週に9日 (7時間45分×6日、5時間15分×2日、5時間×1日) | 8日 | |
| | | オ 指定する4週に11日 (6時間×6日、4時間×2日) | 12日 | |
| 非常勤保育士C | 31時間 (7時間45分) | ア 指定する4週に4日 (7時間45分×4日) | 4日 | |
| | | イ 指定する4週に6日 (5時間15分×4日、5時間×2日) | 8日 | |
| | | ウ 指定する4週に8日 (4時間30分×4日、3時間15分×4日) | 8日 | |

7 その他

- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 申込書に記載された個人情報については適切に管理し、本件事務以外で使用いたしません。
- ・ 試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・ 施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。
- ・ 任用にあたって、児童福祉法第18条の20の2に定められた特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）の該当の有無を確認いたします。その結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

8 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市こども未来局子育て支援部指導監査課指導第1係

TEL：092-711-4262 FAX：092-733-5718